

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	市営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑西市は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

公営住宅の管理に関する事務では、事務の一部を外部事業者へ委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者選定の際に事業者のセキュリティ体制を確認し、併せて個人情報、秘密保持に関して契約に含めることとしている。

評価実施機関名

筑西市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法(昭和26年法律第193号)等及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 特定個人情報ファイルは、以下の事務において取り扱う。 ①市営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②市営住宅入居時の家賃・敷金決定 ③入居後の家賃等の算定(所得要件・在住要件等)
③システムの名称	1. 公営住宅システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項別表27項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第十九号)第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) なし(※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備部 まちづくり課
②所属長の役職名	都市整備部まちづくり課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	都市整備部 まちづくり課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	都市整備部 まちづくり課 0296-20-1181
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月14日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和1年6月18日時点	令和2年6月14日時点		
令和2年6月14日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和1年6月18日時点	令和2年6月14日時点		
令和3年6月24日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和3年6月24日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年6月14日時点	令和3年6月4日時点		
令和3年6月24日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年6月14日時点	令和3年6月4日時点		
令和4年11月7日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年6月4日時点	令和4年11月7日時点		
令和4年11月7日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年6月4日時点	令和4年11月7日時点		
令和5年6月23日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和5年6月23日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年11月7日 時点	令和5年6月23日 時点		
令和6年12月5日	I-5 ①部署	土木部 建築課	都市整備部 まちづくり課		
令和6年12月5日	I-5 ②所属長の役職名	土木部建築課長	都市整備部 まちづくり課長		
令和6年12月5日	I-7 請求先	土木部 建築課	都市整備部 まちづくり課		
令和6年12月5日	I-8 連絡先	土木部 建築課	都市整備部 まちづくり課		
令和6年12月5日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和5年6月23日	令和6年10月1日		
令和6年12月5日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和5年6月23日	令和6年10月1日		
令和6年12月5日	I-4-②法令上の根拠	別表第二の第31項	番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和		
令和6年12月5日	I-3 法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 番号法第9条第1項、別表第一の第19項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条の表 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)(平成2		
令和6年12月5日	IV-8 判断の根拠		書類を郵送等する際は、宛先に間違いがない か、関係のない者の特定個人情報が含まれて		新規
令和6年12月5日	IV-11 判断の根拠		書類を郵送等する際は、宛先に間違いがない か、関係のない者の特定個人情報が含まれて		新規